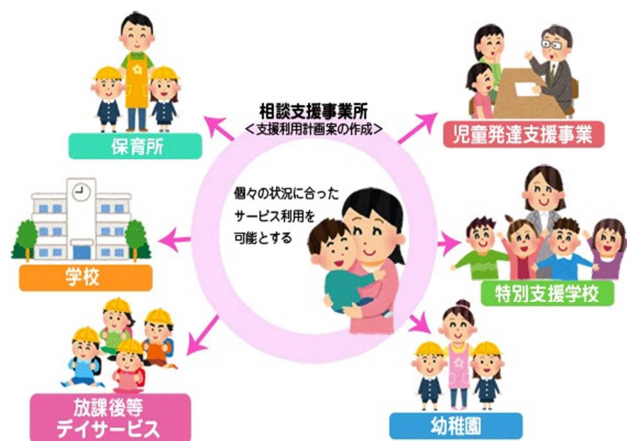


こんな御相談に対応します

- どんなサービスがあるのか知りたい。
- サービスを使いたいけどどうしたらいいのかわからない。
- 日常生活で困っているけど、どうしたらいいのかわからない。
- うちの子にはどんな週間スケジュールで過ごすのがいいの？
- 福祉サービスの事業所が多くてうちの子にはどこが合っているのかわからない。
- 色々なサービスを使っているが支援がまとまっていないような気がする。どうしたら・・・など・・・



対象

子育てに困り感を持つ保護者でお住まいの自治体の障害福祉課等にて相談支援の支給決定をされた方

サービス内容

- 電話での相談
- サービス等利用計画の作成
- 事業所見学の同行
- 家庭訪問
- 事業所を利用してからのモニタリング
- 保育所や幼稚園、学校との連携
- サービス担当者会議の開催

職員

相談支援専門員の資格を持ったものが対応します。

使用料

内閣府令で定める基準により、算出した額ですが、自己負担はございません。



利用の流れ

利用者・保護者

相談支援専門員

障害福祉課へ福祉サービスの利用申請をします。

相談受付



面接及び契約（訪問して、お話を伺います。）

アセスメント

サービス提供事業所の見学（数か所の見学をお勧めします。）

サービス等利用計画案の作成・提出

サービス内容や支給期間が決定し「受給者証」が交付されます。

サービス担当者会議（関係機関が集まり支援の方向性について話し合います。）

サービス等利用計画作成

「サービス提供事業所」と契約をします。

サービスの利用を開始します。

モニタリング（計画の振り返り）

